

川崎市病院局両親学級等職免取扱要綱

平成19年4月1日
19川病総庶第960号

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第9条の規定に基づき、妊娠、出産及び育児に関する各種の健康教育を総合的に行い、妊娠中の女性、胎児及び乳児の健康の保持増進を図るために保健所等が実施する集団での指導（以下「両親学級等」という。）を職員が受講する場合の川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第8号）第2条第1項第13号の規定に基づく職務に専念する義務の免除（以下「両親学級等職免」という。）に係る取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 両親学級等職免の対象者は、両親学級等を受講する妊娠中の女性職員又は妊娠中の配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にある者をいう。以下同じ。）のある職員とする。

(承認時間等)

第3条 両親学級等職免は、1日の正規の勤務時間の範囲内で、両親学級等の受講に必要な時間について承認するものとする。

(添付書類)

第4条 川崎市病院局企業職員服務規程（平成17年川崎市病院局規程第17号）第15条第2項の関係書類は、本人又は配偶者等が妊娠していることを証明する分べん予定日証明書又は母子健康手帳の写し及び両親学級等の受講日時、受講場所等の記載されているパンフレット等とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、両親学級等職免に関し必要な事項は、病院局長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川病総庶第2197号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日30川病総庶第2219号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月31日2川病総庶第784号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。